

令和 8 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 8 年 2 月 27 日 提 出

目 次

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
報告第1号	工事請負契約の変更について（小中学校屋内運動場（体育館）空調設備設置工事（その4））	4
承認第1号	令和7年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて	6
議案第9号	東浦町交流館条例の制定について	11
議案第10号	東浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	15
議案第11号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	16
議案第12号	東浦町公告式条例等の一部改正について	17
議案第13号	東浦町行政手続条例の一部改正について	20
議案第14号	東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	23
議案第15号	東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について	26
議案第16号	東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	27
議案第17号	東浦町火入れに関する条例の一部改正について	29
議案第18号	令和7年度東浦町一般会計補正予算（第10号）	30
議案第19号	令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	38
議案第20号	令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第4号）	41
議案第21号	令和8年度東浦町一般会計予算	別添
議案第22号	令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第23号	令和8年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第24号	令和8年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第25号	令和8年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第26号	令和8年度東浦町下水道事業会計予算	別添
議案第27号	町道路線の認定について	42

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和8年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

杉 山 信 義

半田市東雲町 昭和39年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員杉山信義の任期が、令和8年4月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

報告第1号

工事請負契約の変更について（小中学校屋内運動場（体育館）空調設備
設置工事（その4））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 29 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（小中学校屋内運動場（体育館）空調設備設置工事（その 4））

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
小中学校屋内運動場（体育館）空調設備設置工事（その 4）
- 2 工事場所
東浦町地内
- 3 契約金額
 - (1) 変更前
201,300,000 円
 - (2) 変更後
203,786,000 円（2,486,000 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社ヒューテック
 - (2) 代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - (3) 所在地
愛知県知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 5 変更理由
卯ノ里小学校の屋内運動場の窓オペレーターを取替え等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

承認第1号

令和7年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求め
ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和7年度東浦町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度東浦町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,142 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,607,730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		1,715,234	21,142	1,736,376
	3 委託金	161,556	21,142	182,698
歳 入 合 計		21,586,588	21,142	21,607,730

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,511,280	21,142	3,532,422
	4 選挙費	26,272	21,142	47,414
歳 出	合 計	21,586,588	21,142	21,607,730

議案第9号

東浦町交流館条例の制定について

東浦町交流館条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町交流館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に基づき、交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の福祉向上及び健康増進を図るとともに、世代間の交流を通じた活力ある地域づくりに資するため、交流館を設置する。

2 交流館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用の許可)

第3条 交流館を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、交流館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第4条 町長は、交流館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第7条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) 利用者の責に帰することができない理由により利用ができなくなったとき。

3 町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、第1項に規定する使用料を減免することができる。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、交流館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定

並びに第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、交流館の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第9条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して交流館を利用した者
- (2) 第7条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して交流館を利用した者
- (3) その他不正の方法により許可を受けて交流館を利用した者

3 第6条の規定に違反して交流館の秩序を乱した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(東浦町立老人憩の家条例及び東浦町東ヶ丘交流館条例の廃止)

第2条 東浦町立老人憩の家条例（昭和55年東浦町条例第20号。以下「旧老人憩の家条例」という。）及び東浦町東ヶ丘交流館条例（平成18年東浦町条例第9号。以下「旧東ヶ丘交流館条例」という。）は、廃止する。

(前条の規定による条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の旧老人憩の家条例第3条又は旧東ヶ丘交流館条例第3条の規定による利用の許可については、第3条の規定による利用の許可とみなす。

(交流館の利用に関する経過措置)

第4条 この条例の規定による交流館の利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
森岡交流館	東浦町大字森岡字段上3番地の5
緒川交流館	東浦町大字緒川字屋敷参区53番地
相生交流館	東浦町大字緒川字相生41番地の5
緒川新田交流館	東浦町大字緒川字寿久茂34番地
東ヶ丘交流館	東浦町大字緒川字西高根1番地の95
石浜交流館	東浦町大字石浜字連台37番地の1
生路交流館	東浦町大字生路字小太郎104番地の25
藤江交流館	東浦町大字藤江字仏11番地の3

別表第2（第5条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額（円）	
森岡交流館	ホール	500
	和室1	各室 150
	和室2	
緒川交流館	ホール	500
	和室	150
	機能訓練室	300
相生交流館	ホール	500
	会議室	350
緒川新田交流館	談話室	300
	和室	350
	洋室	350
東ヶ丘交流館	会議室	550
石浜交流館	ホール	1,500
	和室	350
	研修室1	各室 300
	研修室2	
	研修室3	
研修室4		
生路交流館	ホール	500
藤江交流館	ホール	500

備考

- 1 東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

提案理由

交流館を設置するため提案するものである。

議案第 10 号

東浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

東浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3
において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の
運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の
運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものである。

議案第 11 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 41 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>405,000 円</u>	議長	<u>393,000 円</u>
副議長	<u>324,000 円</u>	副議長	<u>311,000 円</u>
常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長	<u>303,000 円</u>	常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長	<u>290,000 円</u>
議員	<u>293,000 円</u>	議員	<u>280,000 円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

議会の議員の議員報酬月額を引き上げるため提案するものである。

議案第 12 号

東浦町公告式条例等の一部改正について
 東浦町公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
 令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町公告式条例等の一部を改正する条例
 (東浦町公告式条例の一部改正)

第 1 条 東浦町公告式条例 (昭和 38 年東浦町条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(条例の公布) 第 2 条 略 2 条例の公布は、 <u>町のウェブサイトに掲載して行う。ただし、これにより難しい場合は、次の掲示場に掲示して行うことができる。</u> 役場前掲示場 略	(条例の公布) 第 2 条 略 2 条例の公布は、 <u>次の掲示場に掲示して行う。</u> 役場前掲示場 略

(東浦町監査委員に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町監査委員に関する条例 (昭和 39 年東浦町条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(公表) 第 9 条 監査委員の行う公表は、東浦町公告式条例(昭和 38 年東浦町条例第 12 号)第 2 条第 2 項 <u>の規定の例により</u> 行う。	(公表) 第 9 条 監査委員の行う公表は、東浦町公告式条例(昭和 38 年東浦町条例第 12 号)第 2 条第 2 項に <u>規定する掲示場に</u> 掲示して行う。

(東浦町都市公園条例の一部改正)

第 3 条 東浦町都市公園条例 (昭和 57 年東浦町条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示事項等) 第 10 条の 2 略	(工作物等を保管した場合の公示事項等) 第 10 条の 2 略

<p>2 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して 14 日間、東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）第 2 条第 2 項<u>の規定の例により</u>行うものとする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>2 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して 14 日間、東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）第 2 条第 2 項に<u>定める掲示場に掲示して</u>行うものとする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
---	---

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の東浦町都市公園条例第 10 条の 2 第 2 項の規定により行われている公示については、なお従前の例による。

（東浦町税条例の一部改正）

第 3 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（公示送達）</p> <p>第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）<u>第 2 条第 2 項ただし書</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>（公示送達）</p> <p>第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）<u>第 2 条第 2 項</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>

（東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 4 条 東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を東浦町公告式条例（昭和 38 年条例第 12 号）<u>第 2 条第 2 項ただし書</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を東浦町公告式条例（昭和 38 年条例第 12 号）<u>第 2 条第 2 項</u>に定</p>

<p><u>し書</u>に定める掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>める掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>
---	--

(東浦町営住宅条例の一部改正)

第5条 東浦町営住宅条例(平成9年東浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 東浦町公告式条例(昭和38年東浦町条例第12号) <u>第2条第2項ただし書</u>に定める掲示場への掲示</p> <p>2 略</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 東浦町公告式条例(昭和38年東浦町条例第12号) <u>第2条第2項</u>に定める掲示場への掲示</p> <p>2 略</p>

提案理由

条例の公布等の方法を改めるため提案するものである。

議案第 13 号

東浦町行政手続条例の一部改正について

東浦町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町行政手続条例の一部を改正する条例

東浦町行政手続条例（平成 9 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項におい</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

て「公示事項」という。)を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2から4まで 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2から4まで 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるも

<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 <u>第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、<u>同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と</u>、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 4 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する<u>第 15 条第 4 項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 <u>第 15 条第 3 項及び第 16 条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同項第 3 号及び第 4 号</u>」とあるのは「<u>同条第 3 号</u>」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 3 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する<u>第 15 条第 3 項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

聴聞等の通知に係る公示の方法を改めるため提案するものである。

議案第 14 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の</p>

事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 略

事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 略

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 15 号

東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

東浦町学校体育施設の開放に関する条例（昭和 51 年東浦町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前	
別表第 2（第 11 条関係）			別表第 2（第 11 条関係）	
区分		利用単位及び使用料の額（単位・円）	区分	利用単位及び使用料の額（単位・円）
屋内運動場	フロア	1 回につき 400	屋内運動場	1 回につき 400
	空調設備	30 分につき 500		
武道場の項及び夜間照明施設の項 略			武道場の項及び夜間照明施設の項 略	
備考 略			備考 略	

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の東浦町学校体育施設の開放に関する条例の規定による施設の利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

屋内運動場の空調設備の使用料を定めるため提案するものである。

議案第 16 号

東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年
東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項から監査委員（識見を有する者）の項まで 略			教育委員会委員の項から監査委員（識見を有する者）の項まで 略		
農業委員会会長	年額	農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において町長が規則で定める額	農業委員会会長	月額	26,000 円
	月額	26,000 円			
農業委員会副会長	年額	農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において町長が規則で定める額	農業委員会副会長	月額	22,000 円

	月額	22,000 円			
農業委員会委員	年額	農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において町長が規則で定める額	農業委員会委員	月額	21,000 円
	月額	21,000 円			
農地利用最適化推進委員	年額	農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において町長が規則で定める額	農地利用最適化推進委員	月額	21,000 円
	月額	21,000 円			
固定資産評価審査委員会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略			固定資産評価審査委員会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会会長等の報酬に年額のものを加えるため提案するものである。

議案第 17 号

東浦町火入れに関する条例の一部改正について

東浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例

東浦町火入れに関する条例（昭和 60 年東浦町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(火入れの中止) 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報 <u>若しくは乾燥注意報が発表され</u> 、又は火災警報が発令されたときには、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報 <u>若しくは乾燥注意報が発表され</u> 、若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令されたときには、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

異常乾燥注意報の名称を改めるため提案するものである。

議案第 18 号

令和 7 年度東浦町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 504, 407 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21, 103, 323 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		9,264,272	170,087	9,434,359
	1 町民税	3,790,005	△40,712	3,749,293
	2 固定資産税	4,368,485	221,968	4,590,453
	4 町たばこ税	284,089	△11,169	272,920
11 地方交付税		795,428	272,472	1,067,900
	1 地方交付税	795,428	272,472	1,067,900
13 分担金及び負担金		7,833	△4,156	3,677
	1 負担金	7,833	△4,156	3,677
14 使用料及び手数料		294,639	△10,445	284,194
	1 使用料	183,777	△10,445	173,332
15 国庫支出金		3,655,034	△59,967	3,595,067
	1 国庫負担金	2,056,733	26,513	2,083,246
	2 国庫補助金	1,586,347	△86,480	1,499,867
16 県支出金		1,736,376	△112,408	1,623,968
	1 県負担金	1,074,341	△89,334	985,007
	2 県補助金	478,227	△17,295	460,932
	3 委託金	182,698	△5,779	176,919
17 財産収入		63,029	△502	62,527
	1 財産運用収入	63,022	△710	62,312
	2 財産売払収入	7	208	215
18 寄附金		502,201	△145,300	356,901
	1 寄附金	502,201	△145,300	356,901
19 繰入金		1,318,596	△602,471	716,125
	1 基金繰入金	1,315,000	△604,000	711,000
	2 特別会計繰入金	3,596	1,529	5,125
21 諸収入		766,546	4,783	771,329
	2 町預金利子	2,056	1,489	3,545
	4 雑入	720,490	3,294	723,784
22 町債		1,154,600	△16,500	1,138,100
	1 町債	1,154,600	△16,500	1,138,100
歳入合計		21,607,730	△504,407	21,103,323

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		150,059	△7,480	142,579
	1 議会費	150,059	△7,480	142,579
2 総務費		3,532,422	△232,278	3,300,144
	1 総務管理費	2,538,671	△154,617	2,384,054
	2 徴税費	512,857	△66,877	445,980
	3 戸籍住民基本台帳費	170,254	△5,751	164,503
	4 選挙費	47,414	△2,233	45,181
	5 統計調査費	30,117	△2,517	27,600
	7 交通防犯対策費	212,314	△283	212,031
3 民生費		8,485,681	6,703	8,492,384
	1 社会福祉費	4,128,268	21,694	4,149,962
	2 児童福祉費	4,357,413	△14,991	4,342,422
4 衛生費		1,647,400	△41,748	1,605,652
	1 保健衛生費	676,528	△7,766	668,762
	2 清掃費	907,872	△33,982	873,890
5 労働費		27,541	△578	26,963
	1 労働諸費	27,541	△578	26,963
6 農林水産業費		230,957	△10,969	219,988
	1 農業費	72,549	△2,819	69,730
	2 農地費	158,408	△8,150	150,258
7 商工費		503,343	△1,658	501,685
	1 商工費	503,343	△1,658	501,685
8 土木費		2,587,974	△173,432	2,414,542
	1 土木管理費	161,302	△1,301	160,001
	2 道路橋りょう費	908,145	△160,207	747,938
	5 都市計画費	1,482,979	△8,874	1,474,105
	6 住宅費	12,743	△3,050	9,693
9 消防費		766,108	1,637	767,745
	1 消防費	766,108	1,637	767,745
10 教育費		2,919,957	△45,398	2,874,559
	1 教育総務費	413,351	△8,675	404,676
	2 小学校費	912,976	△7,673	905,303
	3 中学校費	558,236	△2,361	555,875
	4 社会教育費	362,532	△10,629	351,903
	5 保健体育費	672,862	△16,060	656,802

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		720,443	65	720,508
	1 公債費	720,443	65	720,508
14 予備費		35,841	729	36,570
	1 予備費	35,841	729	36,570
歳出合計		21,607,730	△504,407	21,103,323

第 2 表 繰越明許費補正
追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	1,386
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修事業	1,848
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍標準化システム改修事業	3,036
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路用地先行取得事業	6,377
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	34,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市計画道路名古屋半田線整備事業	35,184
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市計画道路緒川南北線整備事業	8,469
8 土木費	2 道路橋りょう費	都市計画道路藤江線整備事業	67,468
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	12,144

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都 市 計 画 道 路 藤 江 線 道 路 用 地 購 入 費	自 至 令 和 7 年 度 令 和 9 年 度	43,763
都 市 計 画 道 路 養 父 森 岡 線 道 路 用 地 購 入 費	自 至 令 和 7 年 度 令 和 9 年 度	17,061

第 4 表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路改良事業債	28,200	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金及び県資金についてはその融通条件による。その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換することができる。
都市公園整備事業債	193,500			
公民館施設整備事業債	76,200			

(単位：千円)

補		正	後
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
16,000	補正前に同じ	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	補正前に同じ
補正前に同じ			
71,900		補正前に同じ	

議案第19号

令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,159千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,201,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		970,515	△54,413	916,102
	1 国民健康保険税	970,515	△54,413	916,102
2 県支出金		2,886,493	△5,022	2,881,471
	1 県負担金・補助金	2,886,493	△5,022	2,881,471
3 繰入金		296,971	57,276	354,247
	1 他会計繰入金	296,971	57,276	354,247
5 諸収入		16,004	△2,000	14,004
	1 延滞金及び過料	9,000	△2,000	7,000
歳入合計		4,205,324	△4,159	4,201,165

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		38,417	△807	37,610
	1 総務管理費	16,060	△807	15,253
2 保険給付費		2,833,238	2,500	2,835,738
	4 出産育児諸費	12,500	2,500	15,000
4 保健事業費		51,900	△5,855	46,045
	2 特定健康診査等事業費	45,570	△5,855	39,715
6 予備費		16,013	3	16,016
	1 予備費	16,013	3	16,016
歳 出 合 計		4,205,324	△4,159	4,201,165

議案第20号

令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為を次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
石浜ポンプ場用地購入費	自 令和7年度 至 令和9年度	34,256千円

（企業債の補正）

第3条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。
（補正前）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 37,900	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融通条件による。その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換することができる。
流域下水道事業債	10,700			

（補正後）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前に同じ	千円 補正前に同じ	補正前に同じ	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	補正前に同じ
補正前に同じ	補正前に同じ			

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

議案第 27 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
2 4 2 1	緒川 421 号線	東浦町大字緒川字一本木 30 番 18	
		東浦町大字緒川字一本木 30 番 8	

提案理由

築造整備された道路が寄附されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。